

八百津町の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～令和8年度）の介護保険料は、**基準年額が54,000円（月額4,500円）**で、**第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の段階設定を13段階に細分化**しています。

所得段階は、6月に決定される住民税の課税状況や所得などを基に決定されます。

所得段階	各段階の対象者		保険料割合	保険料
第1段階	住民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入額＋合計所得金額が80万9千円以下の人 	基準額の 45.5% (28.5%)※	15,390円 ----- 月額1,283円
第2段階		課税年金収入額＋合計所得金額が80万9千円を超え、120万円以下の人	基準額の 68.5% (48.5%)※	26,190円 ----- 月額2,183円
第3段階		課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える人	基準額の 69% (68.5%)※	36,990円 ----- 月額3,083円
第4段階	住民税非課税世帯	課税年金収入額＋合計所得金額が80万9千円以下の人	基準額の 90.0%	48,600円 ----- 月額4,050円
第5段階		課税年金収入額＋合計所得金額が80万9千円を超える人	基準額 100%	54,000円 ----- 月額4,500円
第6段階	住民税本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額の 120.0%	64,800円 ----- 月額5,400円
第7段階		合計所得金額が120万円以上、210万円未満の人	基準額の 130.0%	70,200円 ----- 月額5,850円
第8段階		合計所得金額が210万円以上、320万円未満の人	基準額の 150.0%	81,000円 ----- 月額6,750円
第9段階		合計所得金額が320万円以上、420万円未満の人	基準額の 170.0%	91,800円 ----- 月額7,650円
第10段階		合計所得金額が420万円以上、520万円未満の人	基準額の 190.0%	102,600円 ----- 月額8,550円
第11段階		合計所得金額が520万円以上、620万円未満の人	基準額の 210.0%	113,400円 ----- 月額9,450円
第12段階		合計所得金額が620万円以上、720万円未満の人	基準額の 230.0%	124,200円 ----- 月額10,350円
第13段階	合計所得金額が720万円以上の人	基準額の 240.0%	129,600円 ----- 月額10,800円	

※低所得者高齢者に対する保険料軽減措置後の保険料割合